

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります3点について質問させていただきます。

3年前に空き家問題として質問させていただきましたが、今回、再度質問させていただきます。

5年ごとに行われる総務省の住宅・土地統計調査の平成20年の調査では、全国の空き家は756万戸、県内の空き家は5万2,200戸で、現在はもっと増えているものと予想されます。

舟橋村の空き家は、平成24年5月1日時点で、専用住宅等戸数787戸、うち10戸が空き家だそうです。平成21年に質問したときは20戸と報告されており、半減したたしなわけです。

今年度、平成24年度の予算で、住宅相談窓口設置事業、セカンドライフ住宅取得支援事業補助金と2件の事業が計画されております。村内には不動産業者がないため、空き家の件数や需要などのデータが乏しかったわけですが、今回は空き家バンクとして行政が仲介し、村のホームページ上で公開すると聞いております。何とかうまくいくように願っております。

しかしながら、県内の空き家バンクの状況を見たり聞いたりしてありますと、あまり利用が進んでいないように見受けられます。幸いにして舟橋村は、富山市に隣接し、地理的条件にも恵まれており、情報の発信いかんによっては空き家の需要の掘り起こしになるのではないかと考えます。

空き家の問題を考える場合、既に空き家として発生してから業者の管理下にあるものと、個人の所有にあるものがあります。管理の行き届かなくなった空き家は、衛生面や不法投棄、防犯など生活環境を保全する上で、また住民の安全を確保する意味で重要な問題であります。

ただ、空き家といえども個人の財産であり、他人がどうこうできるものではありませんが、隣近所に影響を及ぼすとなると、対策を考える必要があります。空き家というより廃家となればなおさらであります。場合によっては持ち主の管理責任を問う必要もあるかと思えます。

ことしの4月8日付の某新聞によれば、全国で、16都道府県の31の自治体が空き家対策条例を制定しております。また、近隣の市では、建物と土地の寄附を前提とした

公費による取り壊しを行っている事例もあります。

空き家の適切な管理を所有者に義務づけ、撤去規定も盛り込んだ「空き家条例」の制定も必要になってくるのではないかと、村長にお考えをお聞きします。

補助金を交付することで空き家の有効活用が進むことを期待するものですが、空き家バンクはあくまでも申請者が登録して初めて掲載できるものです。申請のなかった空き家についてはどのようにされるのかお聞きします。

今後、少子高齢化と核家族化が進んでいく中で、将来を予測しての定住促進対策も考えていく必要があるのではないかと考えます。

2点目の質問として、ホームページの管理運営についてお聞きします。

ホームページの管理運営については、過去にもいろいろ質問があったかと思えます。ことし4月より、ケーブルテレビ富山の9チャンネルにおいて、舟橋村の情報が見られるようになりましたが、住民より「情報が古いのではないかと指摘があり、役場に確認をとったところ、ケーブルテレビより、舟橋村の情報を提供してほしいと申し入れがあり、ホームページのトピックス欄を自動掲載することになったと聞いております。現在、村のホームページのトピックス欄はそれぞれの担当者に任されているようですが、中には情報が古くなったものもあります。

パソコンの普及により情報の収集が容易になってきた半面、その情報にもリアルタイム性が求められるようになってきております。

2006年から舟橋村ホームページの年平均アクセス数の推移を見てみますと、2006年が3,306件、2007年が4,801件、2008年が4,013件、2009年が3,454件、2010年が3,139件、そして昨年は2,507件と、2007年をピークとして見事なくらいに右肩下がりで減少しております。

アクセス数の減少についてはその原因がどこにあるのか分析されているものと思いますが、戸数も人口も増加傾向にあった中でアクセス数が減少傾向にあるということは、ホームページとしての魅力がなくなってきているのではなかろうかと危惧するわけです。

2010年3月、前原議員がホームページ関連について質問をしております。そのときは、各担当者がリアルタイムな情報を提供できるように管理してほしい。また、更新作業はどのように行われているのか。チェックはどのようになされているのかがホームページに関する前原議員の質問でありました。

一部その質問と重複するところもあり、恐縮ではありますが、今後の舟橋村からの情

報発信として、いかに魅力的なホームページにするかが重要と考え、3点質問いたします。

1、ホームページの管理規定は整備されているのか、また掲載手続きはどのようになっているのか。掲載内容の更新が適切に行われているのか。3番目、職員は運営を熟知しているのか、また研修の必要性はあるのか。以上3点についてお聞きします。

次に、3点目の質問として、「J - A L E R T」(全国瞬時警報システム)についてお伺いします。

J - A L E R T (全国瞬時警報システム)の運用が開始されてから1年が経過しようとしていますが、住民に対しては、いまだに運用のあり方について何ら示されておられません。どのような場合に放送し、放送しないのか。もし放送するとしたならば、どのような状況を想定しているのか。また、その回数は何回までとするか。当然、住民として知っておく必要があるのではないのでしょうか。

J - A L E R Tの運用基準・運用マニュアルを作成し、住民に対して説明する必要があると思いますが、どのように考えておられるか、当局の考えをお聞きします。

以上です。

議長(竹島貴行君) 総務課長 松本良樹君。

総務課長(松本良樹君) おはようございます。

私のほうからは、ホームページとJ - A L E R Tに関するご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、ホームページの運用についてのご質問ですが、トピックス欄につきましては、管理規定等の整備はしてありませんが、イベントの開催、舟橋会館の予約状況、検診のお知らせ等、住民にお知らせすべき項目につきましては、それぞれの担当者がその都度起案をいたしまして、担当課長の決裁を受けた上で掲載をしているところであり、現在7つの関連記事が掲載されております。

最新の情報といたしまして、「舟橋会館予約状況」、6月のものがございます。「生活環境と暮らしの調査 調査結果報告」、それと、継続して情報を提供すべきものとしましては、「外国人に関する住民登録の制度が変わります」というお知らせ。「舟橋村交通安全計画」「舟橋駅南有料駐車場のお知らせ」「舟橋村橋梁長寿命化修繕計画」「小・中学校耐震化状況一覧」であります。

そもそも、トピックスについては、ホームページでの表示期間を入力した上で掲載を

しておりますから、多くのものが1週間から2週間、表示期間が切れれば自動的に削除されますので、議員がご指摘の期限が切れたものは掲載はされていないと考えております。

また、暮らしのガイド等につきましても、以前に前原議員の一般質問でご指摘があった際に、適宜修正を行いまして最新の情報が掲載されておりますが、今後改正等があれば、その都度、迅速に対応してまいりたいと考えております。

職員は運営に習熟しているかのご質問であります。ホームページ運営の専任の職員がおりませんので、ある程度の知識は持っているとは思いますが、習熟しているとは言えないと思います。

これを補完するために、コンサルタントに委託をかねまして、技術的なことや専門的なことについては相談しながら運営をしておりますが、今後はホームページ運営に関する研修を受講させる等、職員自身の資質の向上に努めることも重要であると考えております。

自治体が運営するホームページは、その自治体のウェブ上での顔であると考えております。今後は、村内外を問わず多くの方々にアクセスしていただき、最新の情報が発信できるよう、一層魅力あるホームページの運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、緊急告知システムについてのご質問にお答えをします。

緊急告知システムは、議員ご指摘のとおり、運用を開始いたしまして1年が経過しようとしております。まず、これまでの運用状況についてご説明を申し上げます。1点目には、J - A L E R T を経由して直接放送される国民保護に関する情報。これについては、まだ一度も流れておりません。2点目には、昨年末に発生した断水の際の情報提供。3点目には、4月3日の強風時の住民への注意喚起のための放送であります。

基本的には、住民生活に重大な影響を及ぼす事案、また村内に甚大な被害を及ぼすことが予想される事案等の緊急情報に限り緊急告知システムを活用してきたところでございます。しかし、明文化された運用基準等は、まだございません。

近隣の市町では、今申し上げたような緊急情報のほかに、選挙時の投票の呼びかけや交通安全週間、火災予防週間等の周知等にも活用されていると聞いてございます。これらのことも参考にしながら、運用基準を策定いたしまして、緊急告知システムの適正な運用管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 川崎議員さんの空き家対策についてご質問にお答えいたします。

まず、現在把握している本村の空き家件数は、議員さんがおっしゃったとおり10件であり、すべてが個人の所有物件でもあります。

幸いなことに、本村の世帯数に占める空き家の割合は、近隣市町に比べまして低いものであります。しかし、放置すれば、必ずや大きな社会問題にといたしますか、発展するということが予測されるわけでありまして。そのためにも今年度から空き家対策事業に着手したところであります。

その内容を申し上げますと、今年度取り組む事業の1つ目には、空き家バンクであります。空き家バンクとは、村が地元住民の方から住宅の空き室・空き家に関する情報提供などを受けるなど、移住・交流者向けの物件を収集・蓄積いたしまして、ウェブサイト等でこれらの物件情報を公開するものであります。

2つ目には、セカンドライフ住宅取得支援事業であります。村外の方が空き家を購入された場合、その住宅の購入または改修に要する費用に対しまして、50万円を限度に助成する制度であります。

3つ目には、住宅相談窓口設置事業であります。住宅相談、空き家バンク情報及びセカンドライフ取得支援制度などの相談窓口を設置いたします。

しかしながら、本事業は今年度から取り組み始めたものでありますので、どの程度成果が生まれるかは未知数であります。そのことから、すべての空き家問題がこのことによりまして解消されるわけではないものと理解しておるところであります。

今後、空き家が管理されないまま放置されれば、先ほど言いましたように、住民から防犯、防災、建物の安全性の面でも不安の声が増加してくるものと予測されますので、さらなる対策が必要であることも認識しているところであります。

議員が指摘されました空き家管理条例とは、所有者に対し適正な維持管理を義務づけるわけでありましてけれども、その所有者が土地・建物を行政に寄附することによって、その条件を出されて、村のほうでその空き家を解体するというような制度の仕組みであります。

近年、この条例を制定する自治体も増えてまいっております。この背景には、所有者に対する維持管理の義務づけだけでは効果が少なく、さらに従わない場合には、所有者

の氏名、住所を公表するといった規定も盛り込んでおる条例もあるわけであります。そういうこと等に取り組んでいる行政体もありますので、十分そういった情報も参考にしたいと思っております、今後。

行政が建物を解体・整備した場合であっても、その後だれが実質的な管理を行っていくかというふうな課題もあります。そういうことから考えて見ますと、条例があっても、自治会をはじめとする地域関係者の理解と協力をいただかなければ、その効果が確実に出てくるものでないと、こういうふうにも思っております。

また、議員から、空き家バンクの申請がなかった場合、どのようにするのかという質問もございましたが、本村の空き家対策事業では、この年度から始まったばかりでございますので、今後その成果を踏まえて、新しい行政経営手法とっておりますP D C A マネジメントサイクルという手法に基づいて、先を見据えたこの空き家対策事業を進めてまいりたいというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、今年度スタートしたばかりの事業でありますので、十分その中身を今後検証しながら、村民の理解を得るようなことを努めてまいるというふうに思っておりますので、もうしばらくの時間をいただきますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。